

岡山プライマリ・ケア学会会報

第十二号 平成二十七年六月



第一十一回岡山プライマリ・ケア学会 総会並びに学術大会の報告

地域包括ケアシステムの構築へ
～最期まで住み慣れたまちで生きる～

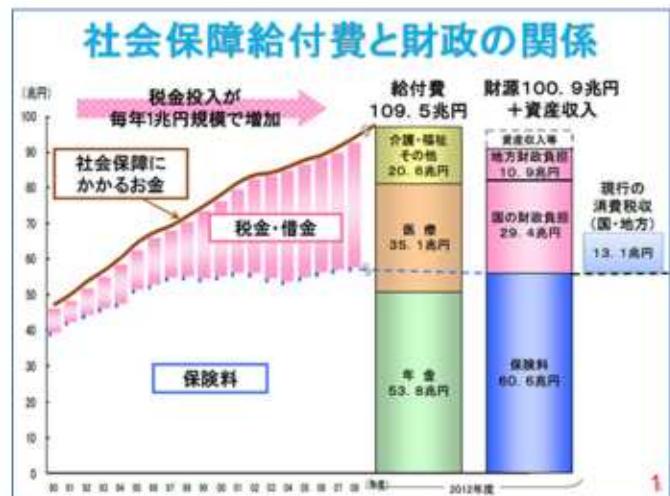
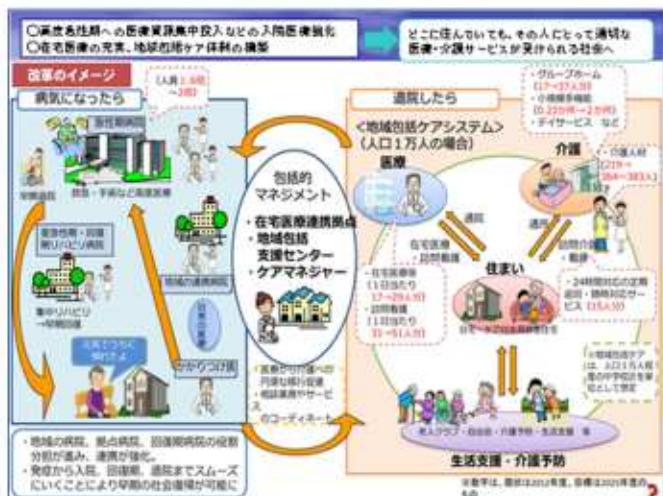
平成二十七年三月二十一日（土）
岡山衛生会館 中ホール 第一・二会議室

「幸福な長寿社会を実現するためには
～克服すべき課題とその解決法～」
岡山プライマリ・ケア学会員 則安 俊昭

貴重な機会を与えていただき、関係の皆様に心から感謝申し上げます。今回は少々荷が重いので、県の担当課長としてではなく学会員（研究者）として発表させていただきたいと思います。

日本は世界トップクラスの長寿国になりますが、少子高齢化が急速に進む中で世界に冠たる社会保障制度を維持するために、二〇二五年に向けて医療介護サービス提供体制の大改革が求められています。

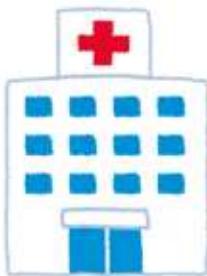
医療費を効率よく使うために医療機関の役割分担と連携が強く求められ、医療提供の在り方も、治療を最優先する「病院完結型」から生活を優先する「地域完結型」への転換が求められています。この方針に沿って、国は診療報酬改定や制度改革等を、県は計画の策定やその達成に向けた事業等を、市町村は医療・介護関係者等の協力を得ながら地域包括ケアシステムの構築等を急ピッチで進めています。また、医療・介護・行政関係者が一堂に会する会議や研修会、症例検討会などが活発に行われるようになり、地域住民の参加も活性化してきています。こうした取組を通じて関係者間の意思の疎通が進み、相互理解と思いやりに基づく良好な人間関係の下に医療介護連携体制が構築され、必要な者に適時適切に医療介護サービスが提供される社会の実現が強く望まれます。



さて、今後の道のりに予想される幾つかの課題について、私見をお話させていただきます。

ほとんどの住民は「病気になつたら病院で最新の治療を受けるのが最善」と考えていると思います。こうした中で、このたびの制度改革が、「社会保障制度を守るため」、更に単純に言えば「社会保障制度を守るために我慢して！」と住民に伝わってしまえば、「私たちは大切にされていない」と大きな反発が予想されます。

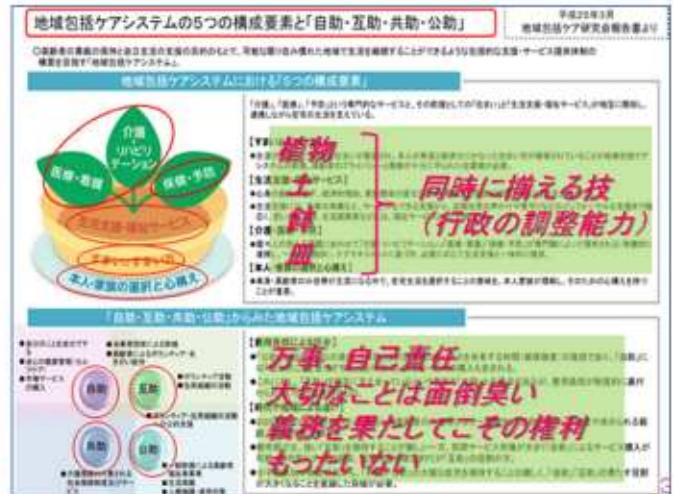
このたびの制度改革では、住民には、「最期までどう生きるのが幸福か？」のために医療・介護サービスをどう利用すべきか？」を真剣に考え、価値観の転換を図つていただく必要があります。更に言えば、かつての日本の社会にあつた幸福感を取り戻すためには『足るを知る』こと、また、万事自己責任を基本とする『自助』、大変だが面倒臭い人付き合いの上で成り立つ『互助』、義務を果たしてこそ『公助』、かつては「もつといない」と言われた『公助』、こうしたことの再認識なども必要かもしれません。



価値観の転換

- 何が正しいかは、例えば、場所、時代、周囲の環境、その時の気分によって、様々。
- 世間一般に正しいことが、自分にとって正しいとは限らない。
- 前提や背景で価値判断は容易に変わる。
- 受容は、諦めではなく、希望の発見である。

文化の創造



当面の二〇二五年に向けて地域包括ケアシステムを構築するためには、こうした状況を踏まえ上で、医療・介護連携だけでなく、生活支援・福祉サービス、すまいとすまい方、本人・家族の選択と心構えを、同時進行で揃えることが求められています。このたびの制度改革は、まさに「価値観の転換」「新しい文化の創造」とも言えます。

また、患者・家族の「親の最期をどう見るかといった重大なことで、人と違うことはできない。」という心情は理解できますし、医療・介護サービス提供者の「自信のない・見通しの立たない提案はできないので、無難に従前どおりサービスで済ませたい。」という心情も、十分理解できます。

This diagram compares patient/family and medical perspectives on care decisions. The patient/family side emphasizes autonomy and rights, while the medical side focuses on practicality and responsibility.

患者・家族	医師
<p>どうすりやあえん? 普通、どうする?</p> <ul style="list-style-type: none">・人と違うことはできない。 (= 正しいことをしたい。批判されたくない。)・私にはわからない。プロのあなたの判断(責任)で、最善の状態を創って欲しい。	<p>どうすりやあえん? 普通、どうする?</p> <ul style="list-style-type: none">・在宅療養は良く知らない。必要十分なサービスが本当に提供されるのかどうか、自信がない。・在宅に帰すための(信頼できる)人脈がない。・従前同様に入院医療を勧めておくのが無難。

「地域包括ケア」・「在宅療養」と言つても、同じ地域の関係者間でさえ、そのイメージを一致させるのは容易ではないと思います。医師・看護師・ケアマネジャー等には、「医療は何を目指すのか?」「介護は何を目指すのか?」を真剣に考え十分議論して出来る限り方向性を揃え、勇気を持つて患者や家族に働きかけ成功事例を重ねていただきたいと思います。その際には、患者・家族に、在宅療養で提供されるサービスや家族の負担等を説明し、どのような療養生活になるのかをイメージしてもらい、満足できる判断・選択をしてもらう必要があります。そのための、知識、サービス提供の技術、関係機関との連携、コミュニケーション技術等も重要です。

川上(急性期病院)から川下(介護施設・在宅療養)まで、当面必要なこと

▶社会資源の確保と連携体制づくり

⇒ 医療計画・介護保険事業計画・医療介護総合確保基盤事業・在宅医療連携拠点事業 等

▶在宅療養等を自信をもって勧められる力量の獲得(特に医師・ケアマネ)

⇒ 連携する関係者との顔の見える関係／信頼関係
質の高いサービス提供・ケアマネジメント技術

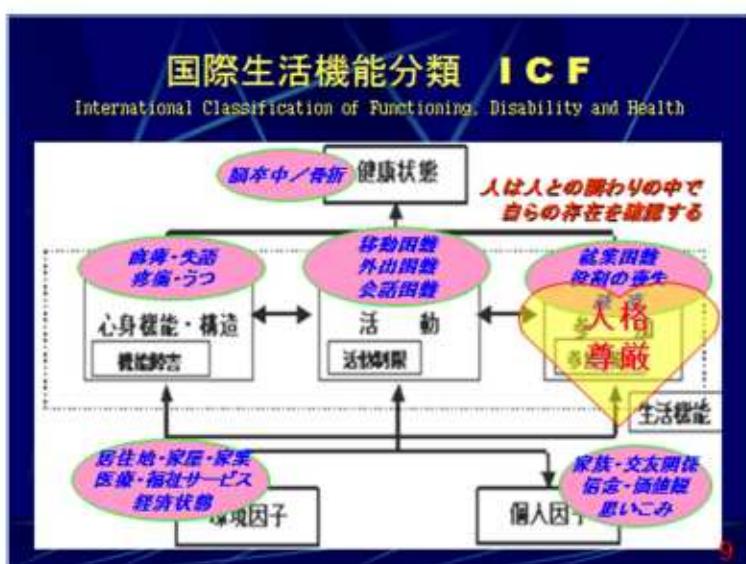
コミュニケーション技術の必要性

- 患者・家族が自らのニーズに気付き、提供されるサービスやその上で得られる生活を十分に理解した上で判断することが必要
- 急性疾患 ⇒ 医療が主役

慢性疾患 ⇒ 本人の意識改革・行動変容
　　真に幸福につながる医療?
- 障害・予後を受容すること
　　= 希望を見出す／折り合いをつける

患者・家族との意思の疎通

- 在宅療養のイメージの共有
　　患者・家族に判断を求める前の在宅療養に関するイメージ・情報の伝達
- 悪い情報(予後予測)を、いたわりの心を添えて、衝撃を最小限に、伝える技術
　　ただ理論的に正しく伝えるだけではダメ
- 患者・家族に真のニーズに気付かせる(希望を見いだせる)コミュニケーション技術
　　患者・家族の信念・価値観や自己認識に触れるコミュニケーション



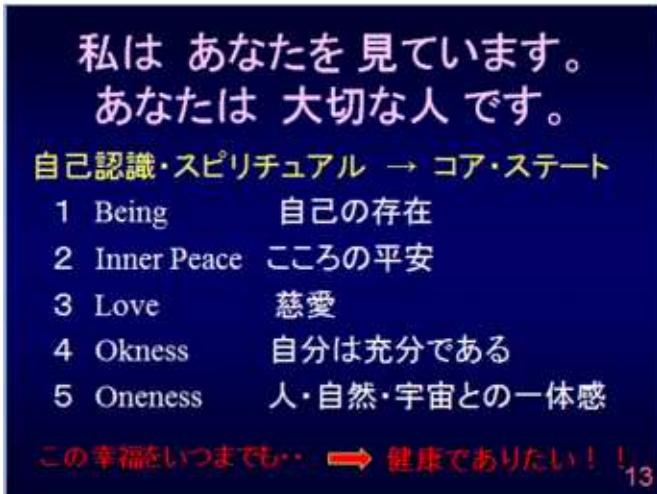
併せて、高齢者の特性を踏まえることも必要です。役割の喪失や傷病に伴う障害等で心身を働かせる機会・動機を失いややすいため、生活不活発病（廃用症候群）への配慮も必要です。この配慮を医療・介護関係者がケアプランの作成やサービス提供に活かすためのツールが ICF（国際生活機能分類）です。また、岡山プライマリ・ケア学会は、医療・介護サービスの向上に向け、この ICFを基本とした医療・介護連携シート『むすびの和』を作成して地域への普及を進めています。

少し前述の内容と重複するかもしれません。求められる医療の在り方が大きく変化しています。かつては、医療のために日常生活を一時犠牲にすれば完全社会復帰できる急性疾患が主な対象でした。しかし、衛生状態が改善し高齢化が進んだ現在は、完全治癒が困難で本人の意識改革・行動変容・価値観の転換が求められる慢性疾患（糖尿病、高血圧、がん、脳卒中後遺症など）が主な対象になっています。病気を治すよりも、病気と折り合いを付けて生きる時代になつたと言えます。

医療・介護関係者は、提供するサービスを人々の真の幸福に結びつけるために、「人はどう在れ



ば幸福を感じるのか」、「何が行動変容の動機になるのか」、「などを十分に理解して、患者・家族に働きかける必要があります。例えば、前者については「私はあなたを見ています。あなたは大切な人です。」という態度が、後者については、人の交わり・触れ合い等から「この幸福をいつまでも…」という思いを引き出すような働きかけ、あるいは人が行動を起こす動機となる「信念・価値観」や「自己認識」に対する働きかけが、極めて重要になっていることを十分認識する必要があります。この認識を踏まえたコミュニケーションが、患者・家族に「自分たちの本当の望み」に気付いて貰い、真に幸福に繋がる選択をしてもらう上で、極めて重要です。



トピックス

「第二十二回学術大会・研究発表より」

「地域包括ケアから考える老健の役割」

「在宅復帰後の生活の在り方を考える」



14

連携するには

- 相手の能力とその限界を知る
- 相手の立場で考える姿勢
- 誠意をもって応える姿勢
- 無理をお願いし、無理なら断れる関係

最後にもう一度、このたびの貴重な機会をいただきましたことに感謝いたします。

以上、繰々述べましたが、まずは医療・介護・行政関係者等が、自己研鑽に励みつつ、お互いの能力とその限界を知り、知恵と力を出し合い協調することが大切です。そして住民の意思を尊重しながら一つ一つ丁寧に最善のサービス提供に努めるなど、地道に取り組むことが求められていると思います。

介護老人保健施設 倉敷老健 堀口 貴司

倉敷老健は、倉敷平成病院に併設する入所定員百五十床の施設です。要介護1～5までのさまざまな疾患を持たれている方が入所されています。平成二十四年の介護保険法改正に伴って新たに導入された、在宅復帰・在宅療養支援機能加算は

二〇二五年問題の解決のための先駆けであり、地

域包括ケアの中心である老健としての再認識するきっかけとなつたものです。ご周知の通り、加算要件は六か月間で三十%超以上の在宅復帰率と三カ月間でベッド回転率が5%以上という要件があります。この要件を満たし、本来あるべき老健の在宅復帰機能をより強化していくためには、現状様々な問題が出てきました。現状の課題の見直し、問題解決を図る為、支援相談員として何をすべきか課題の把握に取り組みました。

平成二十四年の介護報酬の改正により住み慣れた地域で過ごす事が重要となり、地域の方々へ、老健を知つてもらう機会を今まで以上に増やしていくことが必要と考えました。施設全体の問題としては、地域の方々に、選ばれる魅力ある施設

になつて行く事が必要です。長期の入所者の処遇も考えていかなければならぬ状況となりました。今後支援相談員として、入所者・家族・職員・地域とのパイプ役であることを今以上に意識し、連携が密に行えるように努めていきたいと思います。また老健として、在宅復帰・在宅復帰療養支援機能加算の習得のために、数字だけを追いかける業務ではなく、入所者とその家族の双方が、住み慣れた地域の中で、その人らしく安心して生活していくよう支援していくことこそが、地域包括ケアの根底にあることを忘れず、今後業務に努めていきたいと思います。

真庭市社会福祉協議会 居宅介護支援事業所

池田 弘美

日本人の死亡原因として肺炎は近年増加しており、真庭地域も同様です。そこで医師・歯科医師・訪問看護師・介護支援専門員・地域包括支援センター保健師が中心となり、高齢者、寝たきりの方の誤嚥性肺炎を減らすこと目標に、口腔ケアの取り組みを平成二十四年度より始めました。手始めとして現状把握のために、居宅介護支援専門員・サービス事業所介護職員へアンケートを行い、その結果口腔内の観察ができるいない、ケアプランに繋がっているケースが少ない、という

「…」ことが分かりました。そこで「医療講話 寺子屋」で、歯科医師・歯科衛生士が、福祉・介護職員を対象に口腔内の観察・実技実践研修等を行い、口腔清掃の方法や口腔機能改善が必要である」とを学びました。

その後、誰でも口腔内の観察ができるようになり、「口腔ケアチェックシート」と「手引き」を作成し、このシートの活用を「医師と多職種懇談会」に参加している医師・歯科医師・薬剤師・PT・OT・管理栄養士・介護職・看護職・介護支援専門員・地域包括支援センター職員等に紹介し、各部署での利用と関係機関への情報提供書としての利用を提案しました。現在では、「真庭共通シート」と同様に、初回アセスメント・入院時・歯科受診時の情報提供書として使用しています。

口腔ケアチェックシート（真庭共通シート様式3）の手引き

【記入について】

- ① 利用者氏名、かかりつけ歯科医氏名、ケアマネジャー氏名を記入する。

② 口腔ケア、清潔、歯・歯肉の状態、義歯の状態、機能の各チェック項目について「はい」または「いいえ」を丸で囲む。

③ 「口腔ケアをしている」場合は、誰がしているかを記入する。
例：本人、家族、デイサービス等

④ コメント欄には、介護に対する重要なポイントや本人・家族が困っていること等を記入する。(例参照)
A～Pの記号を使って記入するのもよい。(例参照)
例：・家族が口腔ケアを行っているが、口をあまり開けないのでうまくできていない。
・L：食事の度にむせる。誤嚥性肺炎2回既往あり。

⑤ 情報提供者・情報受取者を記入する

⑤ 情報提供者 【使用範例】

- ① 使用方法

 - ・かかりつけ医へ口腔内の清潔等の情報を伝える際に、共通シート「様式1」と併せて使用してください。
 - ・口腔内のチェックをし、本人・家族・支援者に働きかけるために活用してください。安定している場合、間隔は3ヶ月おきが目安です。

② 「本人氏名」「かかりつけ歯科医氏名」「ケアマネ氏名」を記入しているので、様式3のみでも使用できます。

③ 欄外「歯科往診サポートセンター」については、ご利用にかかりつけ歯科医がおられない時に、紹介していただくために掲載していますのでご利用ください。



養委員会」「介護家族の会」「認知症キヤラバンメント」「イト」「老人クラブ」「地域サロン会」等でも推進し、「介護家族の会」では、歯科衛生士から具体的な口腔ケアの方法を学びました。

的な口腔ケアの方法を学びました。当初、口腔ケアの取り組みは介護関係者が中心でしたが、地域、住民へ活動を広げることによつて、介護予防・認知症予防に繋がつてきており、「今後もこの活動をさらに広げ、「生活の質の向上を目指した地域」を作つていきたい」と思ひます。

平成二十六年度に在宅支援者を対象にアンケートを行った結果、肺炎での入院は減少していると感じており、真庭市医師会の調査では、三年前と比べ肺炎による入院数は十四%、死亡数も二二%減少していました。さらに、口腔ケアの活動を真庭全域で広げていくために「愛育委員会」「栄

◆関連団体の紹介

NPO法人

岡山県認知症高齢者グループホーム協会

福嶋 裕美子

認知症グループホームでの
医療との連携と看取り

私はグループホームケアのパイオニアで老人医療専門医であるバルブロ・ベックフリス博士が主宰されるスウェーデンのシルビアホームでの研修で、グループホームの介護、医療連携、運営などを学び、帰国後の二〇〇〇年にグループホームを開設しました。当時、日本では「概ね身辺の自立ができるおり、共同生活を送ることに支障のない方」という入居条件があつたため、特に医療連携や看取りについての規定はありませんでした。当時を振り返りますと、行政の方々と私の意見が対立したのを思い出します。グループホームも医療が必要という私の意見に反し、「グループホームは、普通の暮らしをして認知症の進行を防止するところだから、医療はいらない。」と言わされました。スウェーデンでは、当時から医療連携看取りは当然でしたので、私にはとても違和感がありました。その頃、私の祖母をグループホームで看取る経験をしました。制度的には、医療連携に関する加算がない中、運営母体の医療法人の診

療所から医師、看護師がボランティアで、医療・看護行為を行いスムーズな看取りができました。とても安らかな死でした。

さて、時代は変わりグループホームの入居者も時間と共に重度化してきました。二〇〇六年に、グループホームにおいて入居者が重度化しても、あるいは終末期になつても住み慣れたグループホームでの生活が継続できるよう医療体制を強化するために、新たに「医療連携体制加算」が新設されました。二〇〇九年には、グループホームにも「看取り介護加算」が認められました。

年4月の介護報酬改定でも「看取り介護加算」の充実が図られました。「在宅時医学総合管理料」も算定でき、医療、看護の充実のもと、看取りまで可能な体制整備となっています。

グループホームにおける看取りは、現在のところ母体の経営者の考え方により取り組みがばらばらです。医療法人など医療系の経営母体では、関連施設の医療職の協力もあり積極的に取り組んでいるところも増えてきました。

グループホームでの看取りを可能にするには、医療の介入とともに、経営者の理解と決意、職員の統一した介護が重要です。

職員の看取りに対する正しい知識や理解も不可欠です。

地域包括ケアシステムの構築のもと、多職種・多機関の連携がすすみ、多くのグループホームで看取りが可能となるよう啓蒙してまいります。

最近グループホームで看取った人の娘さんは、「事情があつて自宅で見てやることが出来ませ

んでしたが、グループホームの職員の皆さんや関連施設の医師・看護師さんたちの暖かいケアにより、充分満足する看取りが出来ました。

ここ数ヶ月間は、私も度々母のそばにいることができ、介護もしてやれたことは幸せであり満足しています。ありがとうございました。」と語っておられました。

グループホームいるかの家



居室には位牌も・・・



◆活動報告



※詳細は問い合わせ欄内いたしました。

- ◎平成二十七年七月
プライマリ・ケア講座
- ◎平成二十七年九月
認知症研修会

- ◎平成二十七年十月
岡山県医師会プライマリ・ケア部会研修会

- ◎平成二十七年十一月
実践シンポジウム

◆お願い

平成二十七年度の会費の請求の時期が近づいて参りましたので、お願いいたします。
また、学年に対する意見、ご感想などございましたらお聞かせ下さい。



◆へきごく案内

★申込書は、HPからダウンロード出来ます。
<http://www.p-care-okayama.com/>

The screenshot shows a scanned document of the application form. It includes sections for personal information (Name, Address, Phone), a photo of the participant, and a signature line. There is also a section for "Other Information" which contains the URL <http://www.p-care-okayama.com/>.

編集後記

先月のお話ですが、五月二十日は「交通事故ゼロを目指す日」だったそうです。記録に残っている昭和四十三年以降、日本全国で交通事故がなかった日は無いとのことです。被害者・加害者共に良いことにはなりません。事故に遭遇した経験からより感じることですが、一人一人がその危険に常にさらされていることを改めて認識し、日々をより穏やかに過ごしていけるよう祈っています。

編集委員

佐藤 潤介

菅崎

仁美

丸田 康代

奥田 圭太朗

H-703-8522
岡山市中区古川町1-1-10
(岡山県医師会)

TEL : 086-272-3225
FAX : 086-271-1572
E-mail : gakkai@p-care-okayama.com